

□	遵守事項 大分類	遵守事項 小分類	遵守事項	備考
□	市、県及び国の計画又は施策への協力	-	<p>次の市、県及び国の計画及び施策に協力をする事。</p> <p>(1) 総合計画及び総合計画に関する施策 (2) 都市計画及び都市計画に関する施策 (3) 景観計画及び景観計画に関する施策 (4) 防災計画及び防災計画に関する施策 (5) 河川整備計画及び河川整備計画に関する施策 (6) 生活環境の保全に関する計画及び施策 (7) 森林整備計画及び森林整備計画に関する施策 (8) 農業に関する計画及び施策 (9) 文化財保護に関する計画及び施策 (10) 再生可能エネルギーに関する計画及び施策 (11) その他条例の目的達成のために市長が必要と認める計画及び施策</p>	
□	公共施設への影響防止	-	運営事業により公共施設の維持管理及び運営上支障がないこと。	
□	関連法令等の遵守	-	運営事業に関連する法令及び条例等を遵守すること。	
□	設置者と運営者の協議による運営事業計画作成	-	運営者(予定者を含む。)は設置者と協力して運営事業について、この条例及びこの規則の基準に適合するよう計画作成を行うこと。	
□	事業区域の定期的な現場確認	-	事業区域が雑草の繁茂等により管理不全にならないよう、事業区域の状況を定期的に確認できる体制であること。	
□	太陽光発電設備及び事業区域の維持管理	太陽光発電設備の保守点検	太陽光発電設備は電気事業法(昭和39年法律第170号)の保安規定等より定期的な保守点検を行い、適切に管理すること。 なお、保守点検については、「太陽光発電システム保守点検ガイドライン(JEMA/JPEA制定)」により行うこと。	
□		事業区域の清掃等	事業区域内の施設及び敷地は、定期的に清掃、除草等を行い、適切に管理すること。	
□		除草剤散布による周辺への影響防止	除草剤を散布する場合、事前に散布の日時、使用する除草剤名及び除草剤による影響等について、地元関係者等への周知を図るとともに、周辺に飛散しないよう万全の対策を講ずること。 なお、学校や病院等の公共施設、住宅又は農地に隣接している場合は、それぞれの関係者と十分に協議すること。	
□	工事車両の進入路の確保	-	事業区域と道路が接しており、太陽光発電設備等の維持管理、修繕及び撤去処分のために工事車両が事業区域内に入ることに支障がないこと。	
□	設置事業で設置した施設等の維持管理	-	設置事業により設置した雨水処理施設、緩衝帯、緑化施設、敷材、工作物等について、棄損することなく適切に維持管理し、保全した山林を適切に管理すること。	

□	遵守事項 大分類	遵守事項 小分類	遵守事項	備考
□	事業区域への立入防止措置	立入防止柵塀等の維持管理	第三者の立入防止のための柵塀等を事故等が起こらないように適切に管理すること。	
□		事業区域出入口の施錠措置等	第三者が敷地内に侵入し、事故等が起こらないよう、出入口に施錠措置を講じ、外部から見えやすい位置に立入禁止の表示を掲げる等の対策を講ずること。	
□	運営事業に関する標識の設置	-	災害発生時等の緊急の場合に連絡がとれるよう、事業区域の出入口に条例第21条に定める標識を設置すること。	
□	異常又は災害発生時の対応	異常発生時の対応	周辺環境に影響を及ぼす異常（太陽光発電設備及びその他施設の破損、騒音、振動、雑草繁茂、雨水流出及び土砂流出等）が発生した場合は、速やかに対処するとともに、状況と対処について市及び地元関係者へ報告すること。	
□	異常又は災害発生時の対応	災害発生時等の対応	落雷、洪水、台風、積雪、地震等が発生した場合は、速やかに現地を確認し、太陽光発電設備に異常が発生していた場合又は太陽光発電設備に起因すると思われる異常が発見された場合は、早急に対処するとともに、速やかに市及び地元関係者に連絡すること。	
□	異常又は災害発生時の対応	緊急対応マニュアルの作成	異常又は災害が発生した場合は速やかに対応ができるようにあらかじめ緊急時の連絡網や事象別の対応を示した緊急対応マニュアルを作成すること。	
□	苦情又は要望対応	-	運営事業開始後に、運営事業に関して苦情及び要望があった場合、苦情者等に説明を行い、問題解決のための対策を実行すること。	
□	撤去・廃棄	-	運営者は、太陽光発電施設の撤去・廃棄について、設置事業計画の段階から予定耐用年数等により検討し、事業計画に位置付け、運営事業期間終了後は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）及び「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（環境省）」に基づき、事業者の責任において適正に処理すること。	
□	運営事業終了後の撤去及び処分費用の確保	-	運営事業終了後の太陽光発電設備等の撤去及び処分費用確保の計画がされていること。	
□	第三者への譲渡	-	太陽光発電設備等を設置後に第三者へ譲渡する場合、条例第19条の規定による届出をし、新たな運営者となる者へ条例及び規則で定める事項を説明し、運営事業を適切に行えるようにすること。 また、設置事業及び運営事業に関する確約書並びに太陽光発電設備所有者等変更届出書に関する誓約書の内容も新たな運営事業者に引き継ぐこと。	